和歌山市チャイルドシート等貸出事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、チャイルドシート等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７１条の３第３項に規定する幼児用補助装置をいう。以下同じ。）を市民に貸し出す事業を実施することにより市民の子育てに係る補完的役割を果たすとともに、チャイルドシート等の使用を促進し、もって幼児の生命又は身体に対する危害の防止を図ることを目的とする。

（貸出しを受けることができる者）

第２条　チャイルドシート等の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）市内に住所を有し、運転免許（普通自動車を運転することができるものに限る。）を受けていること。

（２）同居する親族の中にチャイルドシート等を使用すべき幼児がいること。

（３）その構造上チャイルドシート等を固定して用いることができる座席を有する自動車を現に使用していること。

２　前項第２号の規定にかかわらず、帰省、緊急の必要その他やむを得ない事由があると市長が認める場合にあっては、同号に規定する幼児は、同居していることを要しない。

３　第１項の規定にかかわらず、既にこの要綱に基づくチャイルドシート等の貸出しを受けたことがある者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該貸出しに係る幼児に使用することを目的としてチャイルドシート等の貸出しを受けることができない。その同居の親族も、同様とする。

（貸出期間）

第３条　チャイルドシート等の貸出期間は、貸出日から６月以内とする。

２　貸出期間は、これを延長することができない。ただし、前条第２項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

（利用料）

第４条　チャイルドシート等の利用料は、無料とする。

（申請手続）

第５条　チャイルドシート等の貸出しを受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、チャイルドシート等利用申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）運転免許証の写し

（２）チャイルドシート等を装着する自動車の車両検査証の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

（貸出しの決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、貸出しの可否を決定し、チャイルドシート等貸出（却下）決定通知書（別記様式第２号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（引渡し等）

第７条　前条の規定による貸出しの決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、チャイルドシート等の引渡し前に、当該チャイルドシート等の点検をしなければならない。

２　利用者は、前項の点検を行った後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
（１）チャイルドシート等利用誓約書（別記様式第３号）
（２）チャイルドシート点検確認書（別記様式第４号（その１））又はジュニアシート点検確認書（別記様式第４号（その２））
３　利用者は、チャイルドシート等のクリーニングに要する費用を負担しなければならない。
４　市長は、第２項各号に掲げる書類及び前項の費用と引き換えにチャイルドシート等を引き渡すものとする。
（遵守事項）
第８条　利用者は、チャイルドシート等を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）取扱説明書に従い、チャイルドシート等を正しく取り付けて使用すること。
（２）自動車を運転する前に、チャイルドシート等が正常に機能することを点検すること。
（３）チャイルドシート等に異常及び損傷が生じた場合は、直ちに使用を中止し、市長に報告し、その指示を受けること。
（譲渡等の禁止）
第９条　利用者は、当該チャイルドシート等を貸出しの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
（変更内容の届出）
第１０条　利用者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、チャイルドシート等利用変更届出書（別記様式第５号）を提出しなければならない。
（貸出しの取消し）
第１１条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チャイルドシート等の貸出しを取り消すことができる。
（１）偽りその他不正の手段によりチャイルドシート等の貸出しを受けたとき。
（２）第２条第３項に規定する目的のためチャイルドシート等の貸出しを受けたとき。
（３）第８条各号に掲げる事項を遵守していないとき。
（４）第９条の規定に違反して、同条に規定する行為をしたとき。
（５）故意に前条の規定による届出をしないとき。
２　利用者は、前項の規定により貸出しを取り消されたときは、直ちにチャイルドシート等を市長に返却しなければならない。
（チャイルドシート等の返却）
第１２条　利用者は、貸出期間が経過したとき、又は第２条第１項各号に該当しなくなったときは、遅滞なくチャイルドシート等を市長に返却しなければならない。
（賠償責任）
第１３条　利用者は、チャイルドシート等を紛失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
（台帳の整備）
第１４条　市長は、貸出しの状況を明確にするために、チャイルドシート等貸出台帳（別記様式第６号）を整備するものとする。
（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。